

再発防止策の実施状況について

調査委員会からの提言	調査委員会からの提言を踏まえた再発防止策	再発防止策の実施状況
<p>1 業務執行体制の強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の状況に応じた組織体制の構築や適正な人員の配置 	<p>○支社及び保全・サービスセンターの組織体制の見直し</p>	<p>特定更新等事業及び耐震補強工事等については、平成29年4月1日付けで支社に構造技術チームを設置し、各保全・サービスセンターで実施していた設計業務及び発注手続きを支社に一元化した。</p> <p>また、積算業務については支社と保全・サービスセンターで分担して行い、支社で最終的な確認を行うこととした。</p>
	<p>○事務所への人員配置の適正化</p>	<p>人員の配置にあたっては、各部署にヒアリングを実施し、個々の職場の状況の把握に努めており、業務内容や事業の進捗状況などを総合的に勘案して、適切な人員配置を行っている。また、事務所等への社員の配属にあたっては、各機関の組織・人員体制を踏まえ、業務量や若手社員の知識・経験を勘案し適材適所の配置となるよう留意している。</p> <p>新入社員については、2017年度から、事務系、技術系ともに、社会人として業務に必要な基礎的知識の習得等を目的として、入社後2ヶ月間、本社にて研修・OJTを実施している。</p>
	<p>○保全・サービスセンター組織の更なる有効活用</p>	<p>所長は、保全・サービスセンターのフラットな組織特性を十分に活かし、業務が最適化・平準化されるように業務配分をマネジメントしている。</p>
<p>2 施工管理業務の適正化について</p>		
<p>(1) 発注者側における適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施工管理業務の業務範囲の明確化と適正運用 ②施工管理業務の運用状況のチェック ③不適切運用があった場合の是正措置 ④施工管理業務の契約期間の適正な運用 	<p>○施工管理業務の業務範囲の明確化と適正運用</p>	<p>平成30年2月23日付けで施工管理業務の共通仕様書を改正（平成30年3月1日以降の契約に適用）し、施工管理員が実施する業務と実施してはならない業務について明確に区分した。なお、社員に対しては、平成30年1月から3月の間に全社員を対象に全所属において開催した不正行為の防止に向けた説明会の中で、施工管理業務の契約内容を再認識させるとともに、契約外業務の実施を指示してはならないことを再周知した。</p>
	<p>○施工管理業務の運用状況の点検実施及び是正</p>	<p>平成30年2月23日付けで施工管理業務の共通仕様書を改正（平成30年3月1日以降の契約に適用）により、施工管理業務の運用状況（契約外業務の実施の有無等）を監督員が定期的に点検しており、問題は発生していない。</p>
	<p>○施工管理業務の契約年数に関する上限の設定</p>	<p>平成30年2月23日付けで施工管理業務の共通仕様書を改正（平成30年3月1日以降の契約に適用）し、施工管理業務の契約を継続する上限年数を基本契約書に規定した。なお、社員に対しては、平成30年1月から3月の間に全社員を対象に全所属において開催した不正行為の防止に向けた説明会の中で、改正内容を周知した。</p>
<p>(2) 受注者側における履行の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供給接待等を受けることを禁止する規定の新設 ・ コンプライアンス違反があった場合のペナルティ規定の新設 ・ 受注者によるコンプライアンス教育実施の義務化 ・ 発注者による管理技術者の所属確認 	<p>○供給接待等の禁止事項の設定</p>	<p>平成30年2月23日付けで施工管理業務の共通仕様書を改正（平成30年3月1日以降の契約に適用）し、施工管理員と工事業者等との関係における禁止行為（供給接待等）を共通仕様書に規定した。なお、社員に対しては、平成30年1月から3月の間に全社員を対象に全所属において開催した不正行為の防止に向けた説明会の中で、供給設定等に禁止事項を再周知した。</p>
	<p>○損害賠償規定の新設</p>	<p>平成30年2月23日付けで施工管理業務の共通仕様書を改正（平成30年3月1日以降の契約に適用）し、情報漏えい等、コンプライアンス違反が発生した場合のペナルティ（損害賠償請求等に応じなければならない）について契約書に規定した。なお、社員に対しては、平成30年1月から3月の間に全社員を対象に全所属において開催した不正行為の防止に向けた説明会の中で、改正内容を周知した。</p>
	<p>○コンプライアンスに関する教育及び実施報告の義務化</p>	<p>平成30年2月23日付けで施工管理業務の共通仕様書を改正（平成30年3月1日以降の契約に適用）し、施工管理業務の受注者によるコンプライアンスに関する教育の実施及び監督員への実施報告の義務付けを共通仕様書に規定した。なお、社員に対しては、平成30年1月から3月の間に全社員を対象に全所属において開催した不正行為の防止に向けた説明会の中で、改正内容を周知した。</p>
<p>○管理技術者の所属確認の徹底</p>	<p>平成30年2月23日付けで施工管理業務の共通仕様書を改正（平成30年3月1日以降の契約に適用）し、管理技術者届の提出時に、その</p>	

調査委員会からの提言	調査委員会からの提言を踏まえた再発防止策	再発防止策の実施状況
		所属（直接雇用）が証明できる書類を併せて提出することを共通仕様書に規定した。なお、社員に対しては、平成 30 年 1 月から 3 月の間に全社員を対象に全所属において開催した不正行為の防止に向けた説明会の中で、改正内容を周知した。
3 情報セキュリティ対策の強化について		
(1) 電子認証鍵の管理の徹底 ・電子認証鍵貸借禁止のための物理的な対応 ・社員への貸借禁止の再徹底	○電子認証鍵の貸借の禁止の徹底	積算システムにおいて、平成 29 年 5 月よりパソコン番号と個人に貸与している電子認証鍵情報との照合による、アクセス可否機能を追加した。また、平成 30 年 1 月から 3 月の間に全社員を対象に全所属において開催した不正行為の防止に向けた説明会の中で、電子認証鍵の貸借の禁止について再周知した。
(2) 入札契約情報の管理の徹底 ・設計書のシステムデータの電子データ化の禁止の徹底 ・入札契約情報の管理ルールや共有フォルダの使用ルールの厳格化	○システムデータの出力制限	平成 30 年 1 月から 3 月の間に全社員を対象に全所属において開催した不正行為の防止に向けた説明会の中で、積算システムのデータ出力にて、共有を目的とした電子データへの変換禁止について再周知した。
	○入札契約情報の管理ルールの厳格化	平成 30 年 9 月 19 日付けで入札契約関係情報の公表及び管理に関する要領を改正し、秘密情報の具体的な取扱い方法として、発注事務に関する秘密情報を取り扱える者の区分を設けた。また、設計書の保管方法については、従前、契約締結までの取扱いを定めていたが、改正により契約締結後の取扱いについても明記した。
	○共有フォルダの使用ルールを厳格化し運用を徹底	情報共有者が限定されている情報を、情報共有者以外の者が閲覧可能な共有フォルダに保存しないことを平成 29 年 10 月に制定した情報セキュリティ対策実施マニュアルに規定した。また、セキュリティ担当者は共有フォルダの運用状況を定期的に確認しなければならないことを平成 30 年 3 月に社内に通達し、セキュリティ担当者による確認作業を実施している。
(3) 社内 LAN へのアクセス制限 ・施工管理員に提供すべき情報とそうではない情報の区分 ・施工管理員に提供すべきではない情報については、施工管理員が社内 LAN を介してアクセスできない物理的対策	○施工管理員の社内 LAN へのアクセス制限	社内の掲示板やポータルサイトについてアクセス権が適切に設定されているか、平成 29 年 6 月に各管理者において確認及び必要な修正を実施した。
(4) 執務環境の改善による情報セキュリティ対策 ・施工管理員の執務室のセキュリティ確保のための改善	○執務環境の改善	施工管理業務の受注者に貸与する執務室について、入退室者を制限・管理可能なセキュリティ設備の点検の結果、47 箇所中 8 箇所に問題があったことから、入口扉の電子キー、テンキー化を平成 29 年 12 月に完了した。
	○工事業者等への再要請	平成 30 年 3 月 26 日に資格登録企業に対し、入札契約手続き期間における社員及び施工管理員への接触禁止及び執務室への無断入室の禁止について再周知した。
4 その他調査の中で判明した不適切事案への対応の在り方について		
(1) X 社社員 A によるその他の情報漏えいについて ・コンプライアンス違反があった場合のペナルティ規定の新設 ・受注者によるコンプライアンス教育実施の義務化 ・技術提案書等の重要書類の管理の方法等の見直し	○損害賠償規定の新設（再掲）	2（2）と同じ
	○コンプライアンスに関する教育及び実施報告の義務化（再掲）	3（2）と同じ
	○入札契約情報の管理ルールの厳格化（再掲）	3（2）と同じ
(2) 施工管理業務契約の不適正な運用について ・施工管理員が 1 人で管理技術者を兼務することを禁止する旨のルール化 ・施工管理業務契約を監督する社員に対する教育の徹底	○請負契約における労働者 1 名契約の禁止	施工管理業務契約における施工管理員が 1 名で管理技術者を兼任することの禁止について、入札公告等において規定した。なお、社員に対しては、平成 30 年 1 月から 3 月の間に全社員を対象に全所属において開催した不正行為の防止に向けた説明会の中で、禁止内容を周知した。
	○管理技術者以外の施工管理員への業務指示の禁止及び施工管理員の労務管理の禁止	管理技術者以外の施工管理員に業務を指示しないことを、社員に再周知した。また、施工管理員に対する時間外命令、休日出勤命令、スケジュール管理等を行わないことを、社員に再周知した。なお、社員に対しては、平成 30 年 1 月から 3 月の間に全社員を対象に全所属において開催した不正行為の防止に向けた説明会の中で、禁止内容を再周知した。

調査委員会からの提言	調査委員会からの提言を踏まえた再発防止策	再発防止策の実施状況
5 NEXCO中日本社員のコンプライアンス意識の徹底について	○本件事件の全社員への周知によるコンプライアンス意識の徹底	全社員を対象に再発防止のための全社キャラバンを実施（平成30年1月～3月）。本件事件に係る調査報告書及び再発防止策の説明を実施し、入札契約の公正性を維持するためには、コンプライアンス意識が不可欠であることを周知徹底した。
	○コンプライアンス・タイムの活用	平成29年度第4回コンプライアンス・タイム（平成30年1月～3月）において、「情報漏えい事件、その他の不適切事案はなぜ発生したか。このような事件をどのように防ぐか。」をテーマに各職場での討議を実施した。
	○社員研修の実施	入札契約に係る法令順守等をテーマとするe-ラーニングとして、平成30年2月（受講率97.7%）、平成31年2月（受講率97.4%）、令和2年2月（受講率96.6%）に全社員を対象に実施した。
	○講習会の実施	公正取引委員会を講師に招いた入札談合等関与行為防止法に関する講習会を年4回（各支社1回）各年継続実施している。
	○発注者綱紀保持規程の制定	平成30年3月29日付けで中日本高速道路株式会社発注者綱紀保持細則を制定し、発注機関として適正な発注事務を執行するために必要な法令や社内ルールの基本原則等について、網羅的に定めた。なお、平成30年1月から3月の間に全社員を対象に全所属において開催した不正行為の防止に向けた説明会の中で、事件の概要及び再発防止策の周知（中日本高速道路株式会社発注者綱紀保持細則の説明を含む）を実施した。